

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2100001号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2100040号

第1 結論

1 請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、請求期間②から⑯までの期間（以下「訂正期間（特例法）」という。）の賞与支給年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

訂正期間（特例法）の賞与支給年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正期間（特例法）の賞与支給年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA事業所における別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、請求期間①、④、⑦、⑨、⑩及び⑯の期間（以下「訂正期間（75条本文該当）」という。）の賞与支給年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

訂正期間（75条本文該当）の賞与支給年月日に係る標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和53年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間：
- ① 平成18年9月
 - ② 平成19年2月
 - ③ 平成19年8月
 - ④ 平成19年12月
 - ⑤ 平成20年8月
 - ⑥ 平成20年12月
 - ⑦ 平成21年8月
 - ⑧ 平成21年12月
 - ⑨ 平成22年7月
 - ⑩ 平成22年12月
 - ⑪ 平成23年12月
 - ⑫ 平成24年8月

- ⑬ 平成 24 年 12 月
- ⑭ 平成 25 年 8 月
- ⑮ 平成 25 年 12 月

A事業所に勤務した請求期間①から⑯までの標準賞与額の記録がない。正社員として働いており、賞与が2回あるという契約だったので調査の上、請求期間①から⑯までの記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 訂正期間（特例法）について、A事業所が会計事務を委託する税務会計事務所から提出された、請求者に係る賞与支給の明細表（以下「賞与支給明細表」という。）及び事業主の陳述により、請求者は事業主から別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表第3欄に掲げる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正期間（特例法）の標準賞与額については、賞与支給明細表により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

また、訂正期間（特例法）の賞与支給年月日については、賞与支給明細表及び事業主の陳述により、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は訂正期間（特例法）の賞与支給年月日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所。）に対し提出したか否かは不明である旨回答しているものの、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の訂正期間（特例法）の賞与支給年月日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 訂正期間（75条本文該当）のうち④、⑦、⑨、⑩及び⑯の期間について、賞与支給明細表により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額は、同表第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

また、請求期間①については、賞与支給明細表により、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正是認められないものの、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、訂正期間（75条本文該当）の標準賞与額を、それぞれ別表の第5欄に掲げる賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①の賞与支給年月日については、賞与支給明細表により、別表の第1欄に掲

げる日とすることが妥当である。

なお、上記請求期間における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間	賞与支給年月日	賞与支給額 に基づく 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 第75条本文訂 正による 標準賞与額
①	平成18年9月28日	16万円	——	——	16万円
②	平成19年2月28日	16万円	16万円	16万円	——
③	平成19年8月27日	20万円	20万円	20万円	——
④	平成19年12月21日	18万円	17万6,000円	17万6,000円	18万円
⑤	平成20年8月18日	25万円	25万円	25万円	——
⑥	平成20年12月24日	20万円	20万円	20万円	——
⑦	平成21年8月12日	25万円	24万円	24万円	25万円
⑧	平成21年12月24日	25万円	25万円	25万円	——
⑨	平成22年7月26日	25万円	24万円	24万円	25万円
⑩	平成22年12月21日	24万3,000円	24万円	24万円	24万3,000円
⑪	平成23年12月26日	28万円	28万円	28万円	——
⑫	平成24年8月8日	28万円	28万円	28万円	——
⑬	平成24年12月25日	11万5,000円	11万8,000円	11万5,000円	——
⑭	平成25年8月7日	19万8,000円	20万円	19万8,000円	——
⑮	平成25年12月25日	26万1,000円	25万5,000円	25万5,000円	26万1,000円

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2100006 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2100041 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 3 月 1 日から昭和 50 年 6 月 1 日まで

請求期間に A 事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の加入記録がないため訂正請求を行ったところ、記録訂正はできない旨の決定がなされた。前回の訂正請求においては、同僚の姓のみを記憶していたが、今回新たな情報として、はっきりした記憶ではないが当該同僚の名前を思い出したことに加え、A 事業所は B 市医師会の管轄になるため、当該医師会に対しても合わせて再度調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、C 市医師会は、請求者が同会付属准看護学院に昭和 48 年 4 月 11 日（入学）から昭和 50 年 3 月 11 日（卒業）まで在籍していたと回答しており、当該医師会の担当者が陳述した学籍簿の本人住所は A 事業所の住所と同一であることから、請求者は、請求期間のうち当該学院に在籍していた期間は、A 事業所に勤務していたことがうかがえるものの、i) オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できること、ii) A 事業所は平成 13 年 8 月に廃止されており、同事業所の事業主に照会したものの、事業主本人からは回答を得られず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できること、iii) 請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はないと回答していることから、既に令和元年 11 月 12 日付で年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対して、請求者は新たな情報として、はっきりした記憶ではないが同僚の名前を思い出したこと、また、A 事業所は B 市医師会の管轄になるため、当該医師会に対しても調査してほしいとして、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、オンライン記録において、請求者が陳述する同僚の氏名から、当該者を特定

することはできない上、B市医師会の担当者は、当医師会の会員であるA事業所の医師の氏名、生年月日等は把握しているが、従業員については把握していない旨陳述している。

したがって、請求者が主張する新たな情報のみでは、当初の決定を変更すべき新たな資料とは認めることができない。

また、A事業所の事業主の親族に再度照会を行ったところ、当該親族は、事業主は既に亡くなっていること、請求者が記憶する同僚については姓のみを記憶しているが連絡先は分からぬ旨陳述している上、同事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったと回答している。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。